

京 都 府
「京の飲食」安全対策向上事業
＜商店街・ショッピングモール等の店舗対象＞
－参加事業者 募集要領－

京都府では、飲食時等における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図るためのCO2濃度等のモニタリングを、商店街やショッピングモールなどの各種施設(店舗)にも拡大実施します。

飲食店・喫茶店営業等の許可を受けて飲食させる施設については、申請期間が令和3年5月7日～令和3年7月8日の京都府「京の飲食」安全対策向上事業で申請してください。

1 趣旨・目的

京都府では、換気対策や飛沫感染防止対策など、感染防止のガイドラインを遵守しながら、新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた取組を行う京都府内の商店街やショッピングモール等の各種施設(店舗)を「CO2濃度モニタリング協力店」として登録し、登録店のCO2濃度のモニタリングを実施するとともに、店ごとの適切な感染防止対策の巡回調査や、効果のあった取組の周知等を行うことにより、商店街、ショッピングモール等の安全対策の向上を図ります。

2 事業概要

(1) 「CO2濃度モニタリング協力店」の公募登録

感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」とならないよう、施設(店舗)内のCO2濃度を測定し、適切に換気等の措置を行い、CO2センサーによる継続的な測定・データ提供(CO2濃度モニタリング事業)に協力いただける商店街、ショッピングモール等の各種店舗を公募し、申請のあった店舗を「CO2濃度モニタリング協力店」として登録・ホームページに掲載するとともに、店舗貼付用のステッカーを交付します。

(2) CO2濃度データ提供協力金及び機器整備補助金

「CO2濃度モニタリング協力店」に対し、

- ①CO2濃度モニタリング事業への協力金を交付します。
- ②CO2センサーや換気機器、飛沫防止装置等の整備に係る費用を補助します。

【「京の飲食」安全対策向上事業の概要】

CO2濃度モニタリング協力店登録事業	対象者	商店街	京都府内における商店街団体等(別表4参照)の会員で、以下の対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主(詳細は2ページをご覧ください。)	
		ショッピングモール等	京都府内における床面積1,000㎡を超える商業施設内のテナント施設(店舗)で、以下の項目の対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主(詳細は2ページをご覧ください。)	
	対象施設	商店街、ショッピングモール等において、不特定多数の者が来店する店舗。ただし、ショッピングモール等内の店舗については、基本的に3方向以上が壁や扉等で区分されており、来客が店舗内に入店する店舗を対象とします。 飲食店・喫茶店営業を行う施設※、宅配のみの店舗、店舗内に来客がないテイクアウトサービス、性風俗関連特殊営業の施設は除きます。(※飲食店・喫茶店営業等の許可を受けて飲食させる施設については、申請期間が令和3年5月7日～令和3年7月8日の京都府「京の飲食」安全対策向上事業で申請してください。)		
	概要	CO2センサーによる継続的な測定・データ提供(CO2濃度モニタリング事業)に御協力いただける店舗を公募し、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録		
	申請期間	令和3年6月10日(木)～令和3年7月8日(木)		
CO2濃度モニタリング事業	対象者	「CO2濃度モニタリング協力店」の登録事業者		
	CO2濃度データ提供協力金	概要	Aコース CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)	Bコース 通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・送信(データは自動送信)
		対象期間	令和3年8月1日(日)～11月15日(月) <うち3か月>	令和3年8月1日(日)～令和4年2月28日(月) <7か月>
		協力金額	3万円(1施設につき1度)	5万円(1施設につき1度)
		申請期間	令和3年11月1日(月)～令和4年1月17日(月)	
	機器整備補助金	対象	CO2センサー、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)	
		補助率	上記補助対象の整備に要する経費(消費税を除く)の3/4以内	
		上限額	20万円/施設(店舗)	30万円/施設(店舗)
申請期間		令和3年6月10日(木)～令和3年7月8日(木)		

3 CO2濃度モニタリング協力店登録事業（必須）

(1) 事業概要

上記の「1 趣旨・目的」に御賛同いただき、施設（店舗）（ただし、飲食店・喫茶店等飲食をさせる営業が行われている施設を除きます。）内のCO2濃度の測定や換気等の措置に取り組む京都府内の商店街やショッピングモール等の各種施設（店舗）を、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録し、ステッカーを交付します。

登録に当たっては、次の事項を遵守いただきます。

- ①「CO2濃度モニタリング協力店」登録基準（別表3）に基づく感染予防対策を講じていること。
- ②CO2センサーの測定結果を継続的に観測（モニタリング）し、府の指定する関係機関に報告すること。
- ③原則として、京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス（「こことろ」）を活用して、施設（店舗）情報等の基本的データを入力すること。

【Aコース】任意のCO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告（3か月間）

【Bコース】通信機能付きCO2センサーが測定データを常時測定・送信（7か月間）

※CO2濃度モニタリングを実施するに当たり、推奨するCO2センサーの仕様は、京都府ホームページを御参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2recommend.html>

(2) 対象事業者

次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）を対象とします。

- ①京都府内において、3(3)の対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主であること。
- ②対象施設に関して、営業に必要な許認可等（別表1⑨を参照）を取得している者であること。
- ③新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。
 - 各業種別ガイドライン（内閣官房HP） <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
 - 京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」（京都府HP）
http://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/guideline_rei.pdf
 - より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）（京都市観光協会HP）
<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>
- ④代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

(3) 対象施設

- ・京都府内の商店街、ショッピングモール等において、不特定多数の者が来店する施設（店舗）
- ・商店街団体等※1（別表4）の会員店舗又は床面積が1,000㎡を超える商業施設（大規模小売店※2、ショッピングモール、百貨店、スーパー、その他これらに類する商業施設）内のテナント施設（店舗）
 - ※1 商店街団体等とは、商店街振興組合、事業協同組合、商店街（任意団体）、商店街組合等のうち、次の要件を全て満たすもの
 - ア 商店街等において共同して事業活動を行うための規約や代表者等を定めていること。
 - イ 地域の商業振興に継続的に取り組んでいること。
 - ※2 大規模小売店とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に定める店舗面積1,000㎡超の施設をいう。
- ・ショッピングモール等内のテナント施設（店舗）については、基本的に3方向以上が壁や扉等で区分されており、来客が施設（店舗）内に入店する施設（店舗）

<対象外施設>

- ・ショッピングモール等の施設内で、各種の飲食店や屋台が集中し、共有の食事空間を備えた一画(いわゆるフードコート)に入店している、固有の客席を持たない施設(店舗)
- ・飲食店・喫茶店営業を行う施設※、宅配のみの店舗や店舗内に来店者が入店しないテイクアウトサービスのみを行う施設(店舗)
(※飲食店・喫茶店営業等の許可を受けて飲食させる施設については、申請期間が令和3年5月7日～令和3年7月8日の京都府「京の飲食」安全対策向上事業で申請してください。)
- ・基本的に従業員のみが働く一般的なオフィス(事務所、事務室等)
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設

(4) モニタリング内容

次のコースのどちらかを選択してください。

	Aコース	Bコース
報告内容	開店時、営業ピーク時のCO2濃度(ppm)、人数、営業・休業の別について、毎営業日1回報告	京都府が推奨する6種類のCO2センサー(通信機能付き)のいずれかを用いて、CO2濃度(ppm)・温度(気温)・湿度について常時報告
報告方法	申請者自らが記録し、定められた送信先にアプリ、メール等で送信	CO2センサーがデータを常時測定・送信

※ 原則、CO2モニタリングを実施するに当たり、各施設(店舗)の基本情報やユーザー登録、日々のデータ送信等については、京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス(「こことろ」)に入力していただきます。「こことろ」の詳細については、別途お知らせいたします。

「4 CO2濃度データ提供協力金」や「5 機器整備補助金」の支給・交付を受けるためには、「CO2濃度モニタリング協力店」への登録が必須です。登録をせず、協力金や補助金のみ申請することはできません。
【重要】 ※飲食店・喫茶店営業の許可を受けて飲食させる施設については、申請期間が令和3年5月7日～令和3年7月8日の京都府「京の飲食」安全対策向上事業で申請してください。

4 CO2濃度データ提供協力金

「CO2濃度モニタリング協力店」を対象に、CO2センサーを用いた継続的な観測(モニタリング)にご協力いただいた事業者に対して、協力金を支給します。(1施設につき1度のみ)

		Aコース	Bコース
CO2濃度データ提供協力金	報告内容	開店時、営業ピーク時のCO2濃度(ppm)、人数、営業・休業の別について、毎営業日1回報告	京都府が推奨する6種類のCO2センサー(通信機能付き)のいずれかを用いて、CO2濃度(ppm)・温度(気温)・湿度について常時報告
	報告方法	申請者自らが記録し、定められた送信先にアプリ、メール等で送信	CO2センサーがデータを常時測定・送信
	協力金額	3万円	5万円

※ 原則、CO2濃度モニタリングを実施するに当たり、各施設(店舗)の基本情報やユーザー登録、日々のデータ送信等については、京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス(「こことろ」)に入力していただきます。「こことろ」の詳細については、別途お知らせします。

5 機器整備補助金

「CO2濃度モニタリング協力店」を対象に、CO2センサーや換気機器等の整備に係る費用を補助します。

【重要】 補助対象として認められるものは、令和3年4月1日(木)以降に購入・設置した、以下に掲げる各コースの補助対象の経費です。令和3年3月31日(水)以前に購入・設置(契約・発注した場合を含む)した設備の経費は認められません。

【重要】 本補助金の支給を受けるためには、「CO2濃度モニタリング協力店」の登録が必須です。登録のない施設(店舗)は補助金を申請することはできません。

Aコースに登録している場合

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2センサー(測定値の表示専用使用するモニターを含む)(※既にCO2センサーを所有されている方は新たに購入する必要はありません)、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)等の購入費 ・換気設備、空調設備等の設置・修繕に要する経費 ・インターネット回線(有線・無線)の設置に要する経費(通信料は除く)
補助率	上記補助対象の整備に要する経費(消費税は除きます。)の3/4以内
補助上限額	上限20万円/施設(店舗)

Bコースに登録している場合

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2センサー(測定値の表示専用使用するモニターを含む)(※府の推奨する機器を使用すること、既に府が推奨する機器を所有されている方は新たに購入する必要はありません)、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)の購入費 ・換気設備、空調設備等の設置・修繕に要する経費 ・インターネット回線(有線・無線)の設置に要する経費(通信料は除く)
補助率	上記補助対象の整備に要する経費(消費税は除きます。)の3/4以内
補助上限額	上限30万円/施設(店舗)

※補助対象外経費

- ・検温器・マスク・消毒スプレーなどの衛生用備品や消耗品購入費
- ・換気機能が備わっていないエアコンやウイルス除去機能が備わっていない空気清浄機の購入費
- ・汎用性があり、本補助金の目的外使用になり得るもの(例:事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、自動車、バイク、調理器具など)の購入費
- ・人件費・家賃・電話代・光熱水費等の固定経費
- ・仕入れに係る経費
- ・損失補填
- ・借入に伴う支払い利息
- ・公租公課(消費税など)
- ・不動産購入費
- ・官公署に支払う手数料等
- ・飲食・接待費
- ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用 等

6 申請手続等

(1) CO₂濃度モニタリング協力店登録事業（必須）の申請

<申請期間>

令和3年6月10日(木)から令和3年7月8日(木)まで

①申請方法

「CO₂濃度モニタリング協力店」の登録と「機器整備補助金」は、同時に申請してください。

▶ WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor-market.html>

はじめに上記ウェブサイトで協力店の連絡先メールアドレスを登録(複数店舗の場合は各店舗ごとに登録)していただき、登録後に受付番号を記載したメールアドレス登録完了メールがすぐに届きます。事前に「kyotoco2@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。モニタリング協力店登録申請は、そのメールに記載のURLから申請手続きを行ってください。

※ 令和3年7月8日(木)23時59分までにモニタリング協力店登録申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

▶ 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留	令和3年7月8日(木) までの消印有効
「京の飲食」安全対策向上事業事務局	

<郵送申請に当たって>

- ※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行う施設(店舗)分を一括して申請してください。
- ※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。
- ※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

- ※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

②申請書類

別表1に定める申請書類(①、③、⑤、⑦～⑨、(加えて、商店街団体等の会員の場合は④、ショッピングモール等の場合は⑩が必要))を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなす場合があります。

別表1「⑤支払い口座振替依頼書(様式第8号)」の口座は、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

③CO₂濃度モニタリング協力店の登録

申請書類の審査の結果、「CO₂濃度モニタリング協力店の登録基準(別表3)」に適合していると認められる場合は、「CO₂濃度モニタリング協力店」として登録し、後日、登録ステッカーを郵送交付します。

審査の結果、基準に不適合と判断した場合は、不登録に関する通知を郵送します。

(2) CO2濃度データ提供協力金の申請

<申請期間>

令和3年11月1日(月)から令和4年1月17日(月)まで

Aコース、Bコースとも、CO2濃度モニタリング(データ送信)開始後、3か月が経過した時点で、協力金を支給します。別表1に定める⑥の協力金支給申請書(様式第6号)を提出してください。

ただし、モニタリングへの協力が確認できない場合や、著しく不足していると判断した場合には、協力金は支給されません。

①申請方法

▶ WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor-market.html>

- ※ 令和4年1月17日(月)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyotoco2@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

▶ 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留	令和4年1月17日 (月)までの 消印有効
「京の飲食」安全対策向上事業事務局	

<郵送申請に当たって>

- ※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行う施設(店舗)分を一括して申請してください。
- ※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。
- ※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

- ※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

②申請書類

別表1に定める⑥の協力金支給申請書(様式第6号)を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなす場合があります。

③支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の支給を決定し、後日、支給に関する通知を郵送します。

また、協力金の支給決定後、CO2濃度モニタリング協力店登録時に提出いただいた「支払口座振替依頼書」(様式第8号)で指定の口座に決定した金額を振り込みます。

審査の結果、支給要件を満たさず、不交付の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。

(3) 機器整備補助金の申請

<申請期間>

令和3年6月10日(木)から令和3年7月8日(木)まで

①申請方法

「CO2濃度モニタリング協力店」の登録と機器整備補助金は、同時に申請してください。

▶ **WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)**

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor-market.html>

- ※ 令和3年7月8日(木)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。事前に「kyotoco2@bsec.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

▶ **郵送による申請**

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留	令和3年7月8日(木) までの消印有効
「京の飲食」安全対策向上事業事務局	

<郵送申請に当たって>

- ※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行う施設(店舗)分を一括して申請してください。
- ※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。
- ※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

- ※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全てが確認できれば、申請の受付を行います。

②申請書類

別表1に定める②、⑪～⑬の申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなす場合があります。

③交付の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、後日、交付に関する通知を郵送します。

審査の結果、支給要件を満たさず、不交付の決定をしたときは、不交付に関する通知を郵送します。

なお、補助金は、予算の範囲内で交付するため、希望された金額の全てに応じられない場合があります。

【重要】 本補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がなければ補助金は受け取れません。

④実績報告書の提出

補助事業（CO2センサー等の補助対象機器整備）完了後は、完了した日（交付決定時に事業が完了している場合は、交付決定のあった日）から30日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに別表2に定める⑭実績報告書（様式第5号）及び⑮、⑯の添付書類を提出してください。

【重要】 本補助金の交付決定を受けていても、実績報告書等の確認時に、要件を満たしていないと認められない場合等には、「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなる場合があります。

⑤額の確定（支払い）

実績報告書を受領し、事業及び経費を審査した結果、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、後日、補助金額の確定に関する通知を郵送します。

また、補助金額の確定後、CO2濃度モニタリング協力店舗登録時に提出いただいた「支払口座振替依頼書」（様式第8号）で指定の口座に確定した金額を振り込みます。

補助金の交付決定後、補助要件に該当しない事実や申請書類の不正その他補助要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は補助金の交付決定を取り消します。この場合、既に支払った補助金の全部又は一部を返還していただきます。また、所定の期間、モニタリングによるデータ送信に協力が確認できない場合は、協力金は支給できないほか、補助金を返還していただく場合があります。

感染防止対策やCO2濃度測定の実施状況等について、関係団体等と連携して現地確認・巡回調査を行います。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

補助金に係る帳簿及び関係書類は、補助事業が完了する年度の翌年度から5年間保存しておかなければなりません。なお、京都府や国の補助金の執行を監督する会計検査院から検査の求めがあった場合には、補助金の交付を受けた者の義務としてこれに応じなければなりません。

補助金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、資料の提出、対象施設の取組状況の検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。

7 その他留意事項

同一の経費について、国や市町村、その他府が助成する他の制度と重複して対象とすることはできません。

CO2濃度モニタリング実施に伴う個人情報、京都府のほか、CO2濃度結果（データ）の管理・分析を行う関係機関にも一部提供されます。当該個人情報は、本事業の適正な執行のために必要な連絡、実施状況等を把握するための調査など、本事業の遂行の目的の範囲内で使用することがあります。

適切な換気対策に取り組む事業者（優良事例）として、申請書に記載された施設名称（店舗名等）を京都府のホームページでご紹介させていただくことがあります。

8 本事業の申請手続きに関するお問合せ先

「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター（「京の飲食」安全対策向上事業事務局）

電話番号 075-256-8143（月～土曜 9:00～17:00 日曜・祝日は休み）

メールアドレス kyotoanzen@bsec.jp

(別表1)申請書類一覧

	番号	様式等	留意事項	提出時期
提出書類	①	登録申請書(様式第1号、様式第1-1号)	記入例(登録申請書)を参照	モニタリング協力店登録申請時
	②	機器整備補助金交付申請書(様式第2号、様式第2-1号)		機器整備補助金申請時
	③	誓約書(様式第7号)	各事業者の代表者が必ず「自筆で署名」ください。	モニタリング協力店登録申請時
	④	商店街団体等の代表者の確認書(様式第9号)	商店街団体等の会員の場合に必要	
	⑤	支払口座振替依頼書(様式第8号)	個人事業主の場合は申請者本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。	
	⑥	協力金支給申請書(様式第6号)	CO2濃度モニタリング事業開始後、3か月が経過した時点で申請していただけます。	データ提供協力金申請時

添付書類	⑦	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し	通帳の表紙裏など	モニタリング協力店登録申請時
	⑧	本人確認書類の写し	【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ)	
	⑨	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し	例:食肉販売業許可、薬局開設の許可、酒類の販売業免許、風俗営業許可など	
	⑩	ショッピングモール等の設置者と入店店舗の事業者との入店契約書等の写し及び入店店舗が基本的に3方向以上が壁や扉等で区分されていることがわかる写真	ショッピングモール等の入店者の場合に必要(契約書等の写しは、ショッピングモール等の名称、設置者住所氏名、入店店舗事業者住所氏名、契約期間等がわかるもの)	
	⑪	見積書等の写し	見積書を徴しない場合、定価の分かる書類を提出すること。	機器整備補助金申請時
	⑫	事業設計図(位置図、見取図、平面図等設計の概要図)の写し	工事を行う場合のみ。工事概要がわかる書類	
	⑬	工事前の店舗内写真	工事が既に終了している場合は、4月1日以降に発注されたことが確認できる書類	

(別表2)機器整備補助金実績報告書一覧

	番号	様式等	留意事項	提出期限
書提出	⑭	実績報告書(様式第5号)		事業完了の日(交付決定時に事業が完了している場合は、交付決定のあった日)から30日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日
添付書類	⑮	領収書の写し	経費の支払が確認できる書類(銀行振込の場合:振込依頼書又は振込明細書、現金・クレジットカード払いの場合:領収書) 宛名が申請者と一致する書類に限る。	
	⑯	事業の実施状況がわかる写真	設備導入及び店舗改修を行ったことがわかるもの	

商業施設の床面積1,000㎡を超えているか確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。その他、申請内容や実績報告内容の審査に必要なため、上記以外の資料や報告を求める場合があります。

(別表3)

CO2濃度モニタリング協力店の登録基準(チェック表)

1. 来店者の感染症予防

(1) 入店・注文・支払い

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m(マスク着用のない場合は2m)の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。
なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
- マスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。
- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。
- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

(2) 店内利用

- 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップキャンペーンを自粛する。
- 必要最小限の人数での買物を励行する。
- 多くの人が触れるようなサンプル品・見本品の使用を自粛する。
- 客の身体への接触が必要なサービスを提供する場合は、よりこまめな手洗いを実施する。
- 客の入れ替えのタイミングで適切な消毒を実施する。
- 店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

①接客等で利用する場合において、テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと。

- 同一グループ※が使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。 ※同一グループは4人までを目安
- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

②同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと。

※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
- テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

③カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと。

- カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保する。
- カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

2. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的な、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行うとともに、CO2センサーを設置し、1000ppmを目安に窓やドアを開放し、随時適切な換気を行う。
- 窓やドアの開放が難しい場合には、CO2センサーのモニタリングにより、換気設備による換気や入店者数の調整を行う。また、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- モニタリングの結果(データ)を定期的(別途定められた期間・様式により)に京都府の指定する関係機関に送付する。
- 京都府・団体等による巡回調査、優良事例調査、情報提供等に協力する。
- 湿度40%以上を目安として、適度な保湿を行う。
- ビル管理法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

4. チェックリストの作成、優良事例調査への協力や公表

- 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をした上で、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成する。
- 京都府・団体等が実施する巡回調査等に協力するとともに、施設内での具体的な換気の対策方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを提供し、京都府が優良事例として公表する場合には、これに協力する。

5. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員・利用者の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底する。

京都府内商店街等一覧<例示>

京都市 153

<p>北区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北大路商店街 ・新大宮商店街 ・御園橋801商店街 ・北山街協同組合 ・新町商店街 ・船岡共栄会 ・鞍馬口商店連盟会 ・新大宮紫竹サービスセンター ・紫明商店会 ・西一条商店街 ・協同組合烏丸マート 	<p>中京区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河原町商店街 ・京都三条会商店街 ・三条名店街商店街 ・三条小橋商店街 ・新京極商店街 ・寺町会 ・寺町京極商店街 ・寺町専門店会商店街 ・ハレット河原町商店街 ・河原町蛸薬師商店街 ・花遊小路商店街 ・京都錦市場商店街 ・京・寺町会商店街 ・鴨川納涼床協同組合 ・ゼスト御池会 ・京都大宮商業振興会 ・ウエル北野 ・朱雀二条商店街 ・西新道錦会商店街 ・壬生京極会 ・河原町御所表繁栄会 ・二条繁栄会 ・NPO法人えんえんたんらん ・木屋町共栄会 ・上木屋町会 ・三寿会 ・天神御旅商店会 ・丸太町サービス会 ・京都二条城下町振興会 ・西四条商店街 ・府庁前たちばな遊和会 	<p>下京区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四条紫雲会商店街 ・京都駅前豊栄会 ・七条商店街 ・四条大宮商店街 ・河原町ケリン商店街 ・東本願寺前商店会 ・木屋町会 ・新京都駅頭会 ・京都駅近鉄名店街商店街 ・松原京極商店街 ・七条中央サービス会 ・嶋原商店街 ・七条センター商店街 ・七西甲子会 ・西七繁栄会 ・京都駅前東栄会 ・正面会 ・七条千本繁栄会 ・植松会 ・京都エビスクセ七条協同組合 	<p>西京区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラッセ-ス商店会 ・嵐山西の会 ・福西商店連合会 ・境谷商店連合会 ・新林商店連合会 ・竹の里センター管理組合 <p>伏見区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲荷繁栄会 ・納屋町商店街 ・伏見大手筋商店街 ・竜馬通り商店街 ・稲栄会(深草稲荷保勝会) ・伏見稲荷参道商店会稲荷青会 ・深草商店街 ・向島ニュータウンセンター商店会 ・丸丸町繁栄会 ・墨染ショッピング街 ・伏見風呂屋町商店街 ・淀本町商店街 ・油掛商店街 ・淀・納所商クラブ ・中書島繁栄会 ・丹波橋共進会 ・中書島柳町繁栄会 ・深草有名専門店会 ・稲荷山共栄会 ・向島新生連合商店街 ・桜木商店街 ・丸の内センター協同組合 ・協同組合黒染スーパー ・協同組合小栗橋ショッピングセンター 		
<p>上京区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上七軒匠会 ・大将軍商店街 ・北野商店街 ・丸丸北野 ・千本商店街 朱雀大路の街 ・出町商店街 ・西陣千本商店街 ・堀川商店街 ・西陣京極会 ・棋形事業協同組合 ・出町通商業協同組合 ・協同組合上千本会ケーホン ・千本昭栄会 ・北野下/森協同組合 ・春日商店街連合 	<p>南区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アステ/京都共栄会 ・アパティ専門店会 ・吉祥院商店会 ・九条商店街 ・唐橋商店街 	<p>右京区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嵯峨商店街 ・嵐山商店街 ・嵐山中之島会 ・嵐山十軒会 ・大映通り商店街 ・龍安寺参道商店街 ・西京極商店街 ・木辻商店会 ・花園共栄会 ・周山商業会 ・新ときわ商店会 ・三条太楽繁栄会 	<p>左京区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神宮道商店街組合 ・プラザ修学院 ・田中京極協同組合 ・高野カスト商店街 ・聖護院カマ/繁栄会 ・一乗寺ドットネット ・仁王門繁栄会 ・出町柳駅前商店会 ・山端商店会街路灯維持会 ・一乗寺商店街街灯維持会 ・協同組合丸銀百貨店 	<p>東山区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祇園商店街 ・祇園繩手繁栄会 ・五条坂陶栄会 ・茶わん坂繁栄会 ・清水寺門前会 ・清水繁栄会 ・古都に燃える会 ・今熊野商店街 ・七条鴨東商店街 ・古川町商店街 ・正面商盛会 ・清水道商店街 ・建松商店街 ・今熊市場協同組合 	<p>山科区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山科商店会 ・山科三条街道商店会 ・小金団地繁栄会 ・四/宮音羽を明るくする会

乙訓 8

向日市

- ・京都向日市激辛商店街
- ・向日市商店会
- ・向日えきえきストリート

3

長岡京市

- ・長岡中央商店街
- ・セブン商店会
- ・神足商店会
- ・長岡天神駅前相互会

4

大山崎町

- ・大山崎ゆめつむぎ商店街

1

山城 33

宇治市

- ・宇治橋通商店街
- ・平等院表参道商店会
- ・宇治源氏タカノ銘店会
- ・ロメル商店街
- ・御蔵山商店街振興会
- ・宇治観光塔の高島
- ・小倉駅前商店会
- ・西大久保繁栄会
- ・タカノ100番街商店会
- ・こはタウン
- ・宇治・小倉商店ネットワーク
- ・大阪屋マーケット

12

城陽市

- ・城陽市役所前商店街
- ・アケビ城陽商店街
- ・JR城陽駅前商店街会
- ・長池商店会
- ・東富野商店会
- ・近鉄寺田駅前通商店会
- ・近鉄寺田駅前商店会

7

八幡市

- ・男山北センター商店街
- ・男山中央センター商店街
- ・男山商店街
- ・男山竹園商店街
- ・レガ通り商店街

5

京田辺市

- ・キララ商店街

1

久御山町

- ・久御山サービスカード会

1

井手町

- ・やまぶきスタンプ会
- ・いでちよう百縁商店街

2

宇治田原町

- ・宇治田原を食べつくせ実行委員会
- ・宇治田原町商業振興協同組合

2

笠置町

- ・笠置駅前通商店街

1

和束町

- ・茶源郷グルメ商店街

1

精華町

- ・精華町スイーツタウン協会

1

南丹 43

亀岡市

- ・亀岡一番街専門店会
- ・馬堀駅前商店街
- ・馬堀西部商店街
- ・亀岡駅前商店街
- ・亀岡安町商店街
- ・北町商店街
- ・H商店街
- ・クニテル商店街
- ・大井町商業会
- ・亀岡ショッピングセンター・アミティ
- ・西友専門店テナント会
- ・マツキ千代川専門店会
- ・イオン亀岡店友会
- ・平和堂同友会7ルフラ/亀岡支部
- ・篠八幡工商繁栄会
- ・ハートフルペニューフラツ商人会
- ・内丸町繁栄会
- ・河原町繁栄会
- ・ロートサイド共栄会
- ・余部町商業会
- ・神田野商工会
- ・本梅・畑野繁栄会
- ・亀岡商業協同組合
- ・宮前町商店会

24

南丹市

- ・宮町商業会
- ・上本町共栄会
- ・本町繁栄会
- ・八木駅前会
- ・本町商店街
- ・胡麻繁栄会
- ・殿田商友会
- ・若松町商店街
- ・新町商店街
- ・小桜会(フロン村商店街)
- ・花のまち商店会
- ・中央街路灯会

12

京丹波町

- ・須知商店連盟
- ・下山繁栄会
- ・みずほサービスカード会
- ・和知商業会
- ・わちラネカード会
- ・松山繁栄会
- ・まん丹カード会

7

中丹 43

福知山市

- ・ゆらのガーデン出店者協議会
- ・新町商店街
- ・福知山広小路商店街
- ・福知山駅正面通商店街
- ・ききょう通り商店街(福知山駅前商店街)
- ・おおえ駅前商店街
- ・西中筋商工会振興会
- ・内記新町商店街
- ・土師商友会
- ・川口商友会
- ・下六人部商友会
- ・三栄会

12

舞鶴市

- ・大門商店街
- ・八島商店街
- ・七条商店街
- ・三条商店街
- ・マイ商店街
- ・平野屋商店街
- ・新世界商店街
- ・中央商店街
- ・竹屋商店街
- ・舞鶴南実業会
- ・港栄会
- ・舞鶴実業会
- ・舞鶴さかなセンター協同組合

14

綾部市

- ・南西町商店街
- ・北西町商店街
- ・綾部ショッピングプラザ協同組合
- ・花の木商店街
- ・綾部駅前商店街
- ・大本通り商店街
- ・本町四丁目繁栄会
- ・本町七丁目商工連会
- ・Aカード会
- ・井倉町工商繁栄会
- ・宮代町工商繁栄会
- ・豊里地区工商繁栄会
- ・吉美地区工商繁栄会
- ・山家工商繁栄会
- ・東八田工商繁栄会
- ・月見町繁栄会
- ・並松商店街

17

丹後 25

宮津市

- ・天橋立文殊繁栄会
- ・府中観光会
- ・宮津本町商店街
- ・宮津中町商店街
- ・宮津駅前商店街
- ・魚屋栄伸会
- ・白柏白栄会
- ・由良実業会
- ・宮津商業協同組合

9

京丹後市

- ・はごろも商店会
- ・峰山町御旅商店会
- ・サノドエイト
- ・金刀比羅商店会
- ・野中地区商店街
- ・商人商店連盟
- ・あみのポイントサービス会
- ・京丹後エムズカード会
- ・久美浜町スタンプ振興組合
- ・弥栄ライキール会
- ・御旅市場アーケード管理組合
- ・弥栄商友会
- ・弥栄町商店連盟

13

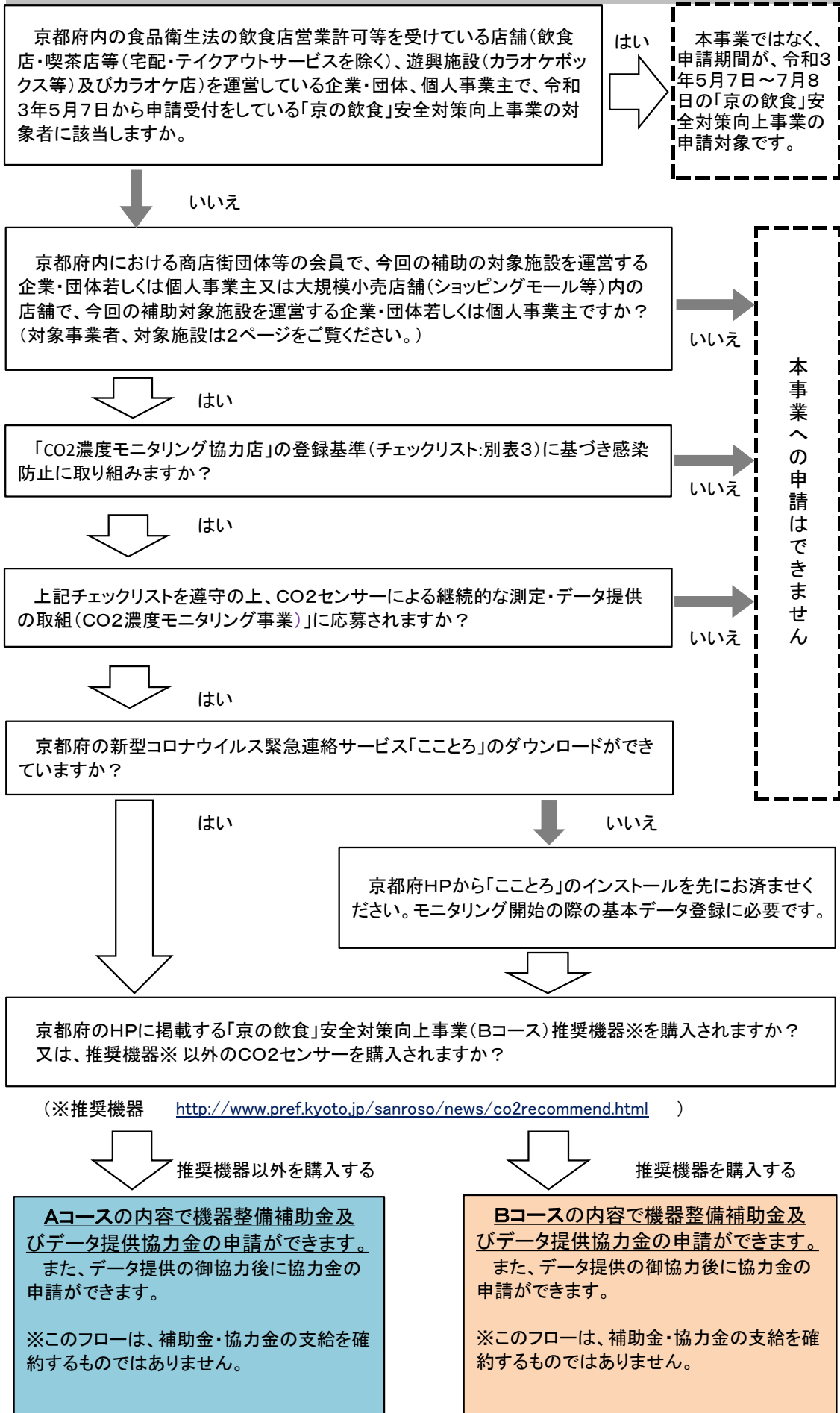
与謝野町

- ・加悦谷ショッピングセンター
- ・くすぐるカード会
- ・算所商店街

3

<注意>
 ・この一覧は例示です。一覧に記載されていない商店街等については、対象事業者になるか、コールセンターまでお問合せください。

「京の飲食」安全対策向上事業 ＜商店街・ショッピングモール等の店舗対象＞ 要件確認フローチャート



京都府「京の飲食」安全対策向上事業〔商店街・ショッピングモール等〕CO2濃度モニタリング協力店登録申請書（施設に関する情報）	様式第1-1号
--	---------

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

↓必ずチェックしてください。		
<input type="checkbox"/>	「CO2濃度モニタリング協力店の登録基準」に基づく感染予防対策を講じます。	
<input type="checkbox"/>	CO2センサーにより、施設(店舗)内の換気状態を把握するとともに、必要に応じて適切な換気措置を実施します。	
<input type="checkbox"/>	CO2センサーの測定結果を継続的に観測(モニタリング)し、府の指定する関係機関に報告します。	
フリガナ		施設の種類 (具体的に記入してください。)
施設名称 (店舗名等)		
所在地	〒	京都府
	※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。	
		記載例:衣料品店、文具店、電化製品店、理容店

↓Aコース、Bコースのいずれかに必ずチェックしてください。				
<input type="checkbox"/>	Aコース		<input type="checkbox"/>	Bコース
	令和3年8月1日(日)～11月15日(月)のうち3か月			令和3年8月1日(日)～令和4年2月28日(月)
	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)			通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・送信し、毎営業日に報告(データは自動送信)

【注1】 Bコースをお申し込みになる場合は、府が推奨するCO2センサー(下記の測定データを自動で送信する機能を有するCO2センサー)を使用していただく必要があります。

測定結果のデータ送信内容(必須項目)

- ①CO2濃度(ppm)
- ②気温(室温)
- ③湿度
- ④CO2濃度測定器のシリアルNo(個体が特定できる情報)
- ⑤測定日時
- ⑥測定時間(5分単位)

【注2】 複数施設(店舗)を申請する場合、本様式(様式第1-1号)をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入してください。添付書類(「別表1」③～⑤、⑦～⑩)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。

京都府「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]
機器整備補助金交付申請書

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

補助金等の交付に関する規則第5条及び京都府「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]機器整備補助金交付要領第5条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請者の概要

フリガナ													
法人名													
フリガナ													
【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名													
【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒											都・道・府・県	市・区・町・村
	※番地や建物名まで記載してください												
電話番号							担当者名						
担当者電話番号							連絡先メールアドレス						

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

2 施設の概要

フリガナ		施設の種類 (具体的に記載してください。)
施設名称 (店舗名等)		
所在地	〒	京都府
※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。		記載例：衣料品店、文具店、電化製品店、理容店

3 補助対象事業の内容

施設(店舗)における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた取組について記載してください。
<p>【記載例】 従来から行っているアクリル板の設置や、手指消毒の徹底に加えて、新たにCO2センサーを設置し、1,000ppmを超えた場合には換気を行う。さらに、換気効果を高めるため、換気機能付きのエアコンも導入する。</p>

4 交付申請額

円

- ※申請額(消費税抜きの総事業費に補助率3/4をかけた金額)は、千円未満を切り捨ててください。
ただし、交付申請額の上限金額は、Aコースは20万円、Bコースは30万円です。
※複数施設(店舗)を申請する場合は、施設(店舗)ごとに様式第2-1号を提出してください。

5 事業経費

総事業費(消費税 込み)		円
総事業費(消費税 抜き)		円
補助対象経費(消費税 込み) (内訳)	<p>【記載例】 事業内容：CO2センサーで濃度を確認して適切な窓開け換気を実施するとともに換気機能付きエアコンを整備 補助対象経費：CO2センサー(メーカー名、品番・型番) 2台 220,000円 換気機能付きエアコン(メーカー名、品番・型番) 1台 220,000円</p>	

※ 補助対象経費の内訳をご記入ください。申請する商品名、メーカー名、品番、型番、台数、金額を必ずご記入ください。また、その金額がわかる書面(見積書、インターネットの商品紹介ページ、パンフレットなど)を必ず添付してください。

※ 複数施設(店舗)を申請する場合、本様式(様式第2-1号)をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入してください。添付書類(「別表1」①～⑬)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)か分かるように記載してください。

京都府「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]機器整備補助金実績報告書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

令和3年 月 日付け京都府指令 第 号の で交付決定のあった上記補助事業を完了したので、京都府「京の飲食」安全対策向上事業機器整備補助金交付要領第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 法人名又は
個人事業主名

2 補助金所要額

円

(注) 所要額(消費税抜きの補助対象経費に補助率3/4をかけた金額)は、千円未満を切り捨ててください。

3 事業実績

事業実施期間	
事業内容	<p>【記載例】 従来から行っているアクリル板の設置や、手指消毒の徹底に加えて、新たにCO2センサーを設置し、1,000ppmを超えた場合には換気を行った。さらに、換気効果を高めるため、換気機能付きのエアコンも導入した。</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費(消費税 込み) 円</p> <p>補助対象経費(消費税 抜き) 円</p> <p>(内訳)</p> <p>【記載例】 事業内容 : CO2センサーで濃度を確認して適切な窓開け換気を実施するとともに換気機能付きエアコンを整備した。 補助対象経費 : CO2センサー (メーカー名、品番・型番) 2台 200,000円 換気機能付きエアコン(メーカー名、品番・型番) 1台 200,000円</p>

※領収書の写し、事業の実施状況がわかる写真を添付してください。

京都府「京の飲食」安全対策向上事業
CO2濃度データ提供協力金 支給申請書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

「京の飲食」安全対策向上事業におけるCO2濃度データ提供協力金について、下記のとおり申請します。

記

法人名又は 個人事業主名	
-----------------	--

フリガナ		営業許可 番号	許可証上部の番号を記載
施設名称 (店舗名等)			
所在地	〒	施設コード (P9参照)	
※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。		※施設の種類を具体的に記入してください。	

↓実施したコースいずれかにチェックを入れてください。			
<input type="checkbox"/>	Aコース	<input type="checkbox"/>	Bコース
	令和3年7月1日～12月28日のうち3カ月		令和3年7月1日～令和4年2月28日
	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的 に報告(データは手動送信)		通信機能付きCO2センサーがデータを常時測定・ 送信し、毎営業日に報告(データは自動送信)

1 支給申請額 _____ 円 (Aコース:3万円、Bコース:5万円)

2 事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

Aコースは、こことろでのCO2濃度モニタリングデータ入力開始日。ただし、7月1日よりも早く開始された場合は7月1日 ~ モニタリングを終了された日を記入してください。

Bコースは、CO2センサー設置日(不明の場合は購入日)。ただし、7月1日以前に設置・購入された場合は、7月1日 ~ 令和4年2月28日を記入してください。

3 こことろに登録された店舗ID(6桁)

--	--	--	--	--	--

6桁の店舗IDは必ず記入してください。(こことろ「京の飲食」安全対策向上事業 CO2濃度モニタリング店舗登録を完了された時に送信された確認メール又はこことろ「京の飲食」安全対策向上事業にログイン後に表示される「CO2濃度モニタリング」画面の施設名の下の6桁の半角英数字を確認して記載してください。)

※複数施設(店舗)を申請する場合、様式第6号をコピーして、1施設(店舗)ごとに提出してください。「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。

誓約書

私は、京都府「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・ 京都府「京の飲食」安全対策向上事業 参加事業者募集要領の3の(2)に定める対象事業者であることを誓約します。
- ・ CO2センサーにより、施設(店舗)内の換気状態を把握するとともに、必要に応じて適切な換気措置を実施します。
- ・ CO2センサーによるCO2濃度測定結果を継続的に観測(モニタリング)し、府の指定する関係機関に手動若しくは自動で報告いたします。
- ・ 感染拡大予防に向けたガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。

次のいずれかにチェックをつけてください。

※チェックがない場合は申請を受け付けません。

- 各業種別ガイドライン (ガイドライン名: _____)
- 京都府「感染拡大防止ガイドライン(例)(標準的対策)」
- より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)
- 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合はチェックをつけてください。
- ・ 「CO2濃度モニタリング協力店」の登録基準(別表3)に基づく感染予防対策を実施しています。
- ・ 補助金の交付決定後、補助要件に該当しない事実や申請書類の不正その他補助要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・ 感染防止対策やCO2濃度測定の実施状況等について、府と関係団体等が連携して実施する現地確認・巡回調査に協力します。
- ・ 京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]機器整備補助金交付申請書に記載した施設名称(店舗名等)を京都府のホームページに公表されることに同意します。
- ・ CO2濃度結果(データ)の管理・分析を行う関係機関との間で、必要な情報が共有されることに同意します。
- ・ 補助金・協力の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等に提供することに同意します。
- ・ 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください(法人の場合は、代表者の職・氏名の記入＋代表者印の押印でも可)。

支払口座振替依頼書

令和3年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

京都府「京の飲食」安全対策向上事業に係る補助金・協力金について、審査の結果、適正と認められ、補助金の交付額を確定、協力金の支給を決定したときは、下の口座にお支払ください。

【申請者】

法人所在地又は個人自宅住所 〒
法人名(法人のみ)
法人代表者職・氏名又は個人氏名

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
口座種別	口座番号(右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
1 普通・2 当座			

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号							
	口座種別	1 普通・2 当座						
	通帳番号							
口座名義 (カタカナ)								

注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

注2) 上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

注3) 口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません)

【屋号が入る場合の例】 ○○亭 京都 太郎 → ○○テイ キョウト タロウ

【法人格の省略例】 株式会社○○産業 → カ)○○サンギョウ

商店街団体等の会員確認書

商店街団体等
の名称

代表者職・氏名

様

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

私が京都府「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]CO₂モニタリング協力店登録を申請するにあたり、私が運営する下記の施設について、貴商店街の会員の施設であることの証明をお願いします。

記

商店街団体
等の名称施設名称
(店舗名等)

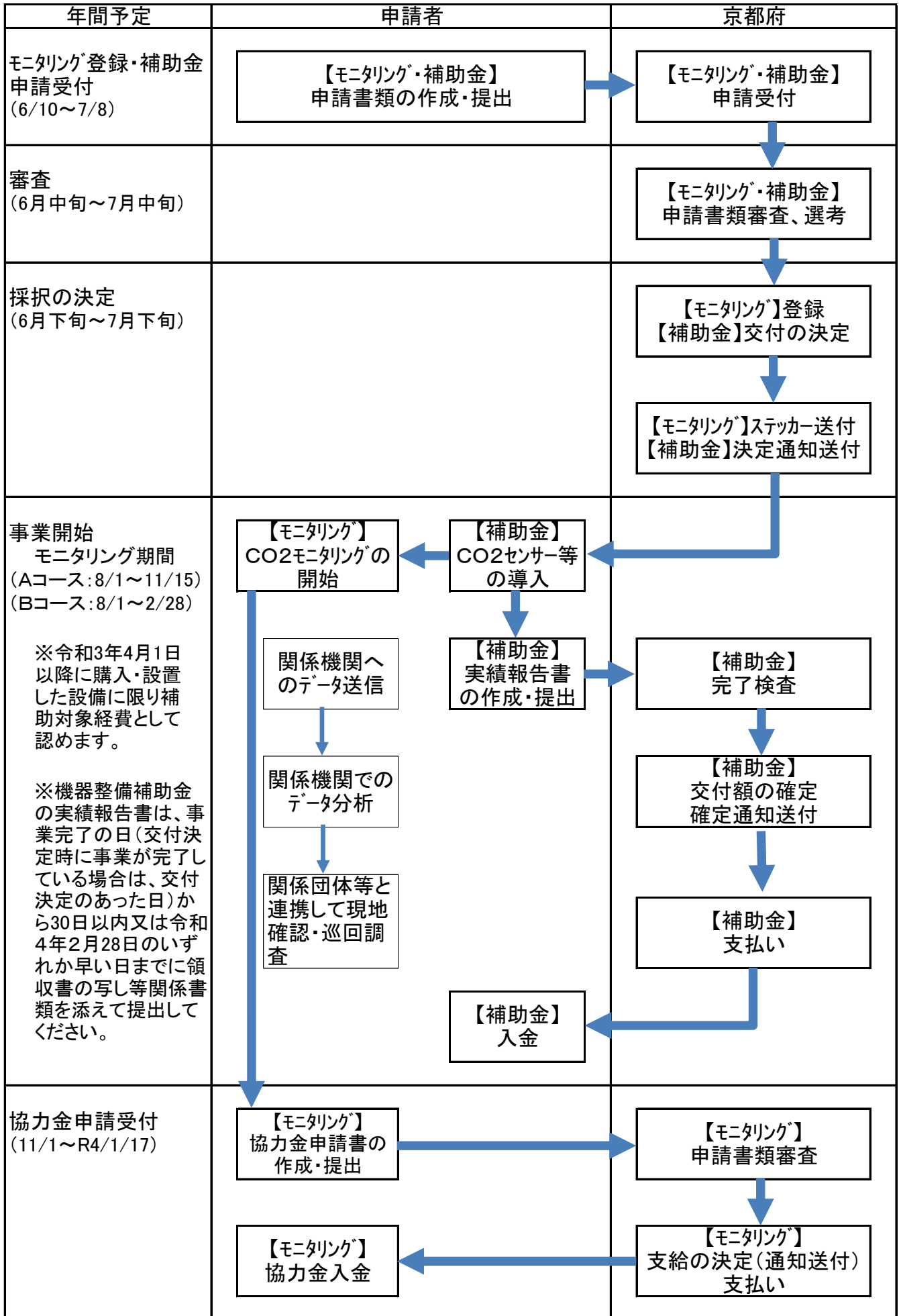
上記の施設は会員が運営する施設であることに相違ありません。

商店街団体
等の名称代表者
職・氏名

役職印

※ 本様式は、商店街団体等の会員の方がCO₂濃度モニタリング協力店の申請をする場合に、必要事項を記載し商店街団体等の代表者様に確認・押印いただき、CO₂モニタリング協力店登録申請書(様式1-1)に添付して提出してください。

実施手続の流れ



※令和3年4月1日以降に購入・設置した設備に限り補助対象経費として認めます。

※機器整備補助金の実績報告書は、事業完了の日(交付決定時に事業が完了している場合は、交付決定のあった日)から30日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに領収書の写し等関係書類を添えて提出してください。

京都府「京の飲食」安全対策向上事業〔商店街・ショッピングモール等〕CO2モニタリング協力店登録申請書（申請者に関する情報）様式第1号 記入例

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 ● 月 ● 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	1: 企業・団体 2: 個人事業主 (※いずれかに○印)										
	フリガナ	カブシキカイシャ ○○○○○○○○										
	法人名	株式会社 ○○○○○										
	フリガナ	○○○○○○○										
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役社長 ○○○○										
	法人代表者・個人生年月日	S: 昭和	H: 平成	35	年	2	月	1	日			
	〒	6	0	2	8	5	7	0	京都	都・道・府・県	京都	市・区・町・村
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	上京区○○通○○西入○○町11-11 ○○ビル3階 ※番地や建物名まで記載してください										
	電話番号	075-○○○○-○○○○				担当者名	○○○○					
	担当者電話番号	075-○○○○-△△△△				連絡先メールアドレス	aaaaa@aaaaaaaa.co.jp					
常時使用する従業員数(人)	25				人	資本金額※	10,000,000				円	
法人番号※	9999999999999											

※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数	3	店舗
---------	---	----

※様式1-1に、施設に関する情報を記載してください。

京都府「京の飲食」安全対策向上事業〔商店街・ショッピングモール等〕CO2モニタリング協力店登録申請書（施設に関する情報）
様式第1-1号 記入例

法人名又は 個人事業主名	株式会社 ○○○○○
-----------------	------------

↓必ずチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	「CO2濃度モニタリング協力店の登録基準」に基づく感染予防対策を講じます。	
<input checked="" type="checkbox"/>	CO2センサーにより、施設(店舗)内の換気状態を把握するとともに、必要に応じて適切な換気措置を実施いたします。	
<input checked="" type="checkbox"/>	CO2センサーの測定結果を継続的に観測(モニタリング)し、府の指定する関係機関に報告いたします。	
フリガナ	△△△△△△イリョウ	施設の種類 (具体的に記入してください。)
施設名称 (店舗名等)	△△△△衣料	
所在地	〒 0 0 0 0 0 0 0 0 京都府	衣料品店
	京都市 ○○区○○町○○ ○○○ビル○階101	
※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。		記載例：衣料品店、文具店、電化製品店、理容店

↓Aコース、Bコースのいずれかに必ずチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	Aコース	<input checked="" type="checkbox"/>	Bコース
	令和3年8月1日(日)～11月15日(月)のうち3か月		令和3年8月1日(日)～令和4年2月28日(月)
	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)		CO2センサーがデータを常時測定・送信し、毎営業日に報告(データは自動送信)

【注1】 Bコースをお申し込みになる場合は、府が推奨するCO2センサー(下記の測定データを自動で送信する機能を有するCO2センサー)を使用していただく必要があります。
測定結果のデータ送信内容(必須項目)

- ①CO2濃度(ppm)
- ②気温(室温)
- ③湿度
- ④CO2濃度測定器のシリアルNo(個体が特定できる情報)
- ⑤測定日時
- ⑥測定時間(5分単位)

【注2】 複数施設(店舗)を申請する場合、本様式(様式第1-1号)をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入してください。添付書類(「別表1」③～⑤、⑦～⑩)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「○○屋四条店」など、どの施設(店舗)が分かるように記載してください。

商店街団体等の会員確認書

商店街団体等の名称 ○○○○○○○○○商店街

代表者職・氏名 会長 京都 太郎 様

法人所在地又は個人自宅住所 京都府京都市上京区上立売通新町西入藪ノ内町

法人名(法人のみ) 株式会社 △△△△△

法人代表者職・氏名又は個人氏名 代表取締役社長 □□ □□

私が京都府「京の飲食」安全対策向上事業[商店街・ショッピングモール等]CO2モニタリング協力店登録を申請するにあたり、私が運営する下記の施設について、貴商店街の会員の施設であることの証明をお願いします。

記

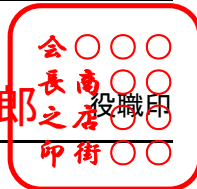
商店街団体等の名称 ○○○○○○○○○商店街

施設名称(店舗名等) ○○○○○○京都店

上記の施設は会員が運営する施設であることに相違ありません。

商店街団体等の名称 ○○○○○○○○○商店街

代表者職・氏名 会長 京都 太郎



※ 本様式は、商店街団体等の会員の方がCO2濃度モニタリング協力店の申請をする場合に、必要事項を記載し商店街団体等の代表者様に確認・押印いただき、CO2モニタリング協力店登録申請書(様式1-1)に添付して提出してください。